

**自治体情報システム標準化の取組状況について
(大型汎用コンピュータオープン化事業の再構築)**

自治体情報システム標準化（以下「標準化」という。）につきましては、「住民の利便性の向上」と「行政運営の効率化」を目的として、国全体で取組が進められています。

本市においても、これまでのシステム開発の教訓を踏まえ、全庁挙げて標準化への対応に取り組んでおり、標準化対象 20 分野のうち、住民基本台帳などの 3 分野は、令和 7 年 1 月に標準準拠システムの利用を開始したところです。また、戸籍などの 2 分野は、令和 7 年度中の利用開始を目指し、標準準拠システムへの移行作業を進めています。一方で、残る 15 分野については、全国的な IT 技術者のひっ迫などにより、国が目標とする令和 7 年度末までの移行が見込めない状況にあります。

全国的にも、大規模自治体を中心に標準化への対応にはなお時間を要する見通しであることから、国においては、令和 6 年 12 月に標準化基本方針を改定し、令和 7 年度末までの移行が見込めないシステムについては、おおむね令和 12 年度末までの移行を目指し、積極的な支援を行うとの方針を示しました。本市としても、引き続き、国との緊密な連携の下、事業者の状況を見極めながら取組を進めてまいります。

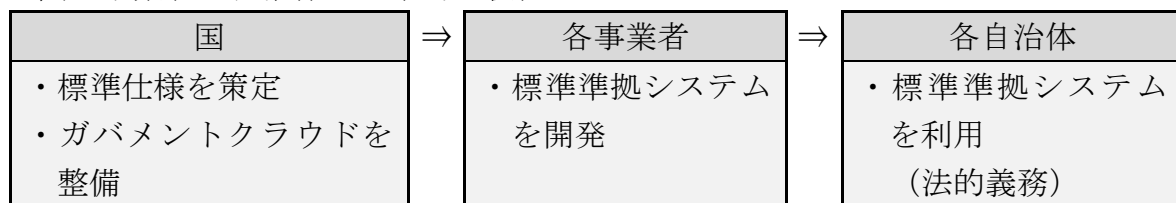
つきましては、現在の取組状況について御報告いたします。

1 標準化の概要

全国の自治体が共通で実施する主要な事務について、これまで各自治体が個々に構築してきたバラバラの情報システムから、国が策定する標準仕様に適合する情報システム（標準準拠システム）に移行します。

国が整備するガバメントクラウド（自治体や政府機関が共同利用する情報システム基盤）を活用して、標準準拠システムを利用することとなります。

<国・事業者・自治体の基本的な役割>



<標準化の対象分野>

住民基本台帳、印鑑登録、就学、戸籍、戸籍の附票、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、介護保険、障害者福祉、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援

2 取組状況

(1) 国との緊密な連携

標準化の実現に向けては、自治体の取組だけでなく、国による課題解決が不可欠であることから、国に対し、様々な機会を捉えて必要な提案・要望を行いながら、国との緊密な連携の下、取組を進めています。

この間、国に解決を求めてきた主な課題と現状については、次のとおりです。

ア 全国的なIT技術者のひっ迫への対応

標準化への対応は、全ての自治体が一斉に実施することから、全国的にIT技術者がひっ迫しており、とりわけ大規模自治体においては、対応できる事業者の確保が困難となっています。本市においても、標準化対象20分野のうち15分野は、国が目標とする令和7年度末までの移行が見込んでいません。

こうした状況を踏まえ、令和6年12月に国の標準化基本方針が改定され、事業者のリソースひっ迫等により令和7年度末までの移行が見込めないシステムについては、おおむね令和12年度末までの移行を目指し、国が積極的な支援を行うこととされました。

イ 財源の確保

標準準拠システムへの移行に要する経費に対しては、国補助金（補助率10/10）が設けられており、当該補助金の原資としてデジタル基盤改革支援基金が造成されています。

令和5年度当初時点においては、基金総額は1,825億円、本市の補助上限額は13億円とされ、所要額の実態に見合っていない状況にありましたが、国に対する提案・要望を重ねてきたところ、令和5年度及び令和6年度の国補正予算により計5,357億円が基金に積増しされ、基金総額は現在7,182億円となりました。

一方、自治体ごとの補助上限額については、現状、指定都市分は「当面必要となる額」のみの暫定措置とされ、本市の上限額は113億円となっています。今後、所要額を精査したうえで、改めて補助上限額が設定される予定です。

ウ 標準仕様における指定都市要件の確定

各分野の標準仕様は、令和4年8月までに一旦出揃いましたが、行政区ごとの処理機能や、大量データを自動で処理する機能など、指定都市が業務上必要とする機能の仕様（指定都市要件）が未確定で、これにより、事業者によるシステム開発も滞る状況となっていました。

このため、令和4年度から令和5年度末までの間、国、事業者、指定都市の連携の下、標準仕様の点検・見直しが行われ、令和6年度から、分野ごとに順次、指定都市要件の標準仕様への反映が進められています。

なお、標準仕様は、国における新たな制度創設や法改正に合わせて、随時改定がなされることとなっており、今後の改定に当たっても、指定都市に必要な機能が確実に実装されるよう、引き続き、国と連携を図ります。

(2) 各分野における取組の進捗状況

標準化対象20分野ごとに、事業者における標準準拠システム開発の進捗状況等を踏まえながら、順次、移行作業に着手しています。

ア 「住民基本台帳」「印鑑登録」及び「就学」の3分野

令和7年1月に標準準拠システムの利用を開始しました。

イ 「戸籍」及び「戸籍の附票」の2分野

令和6年9月に移行作業に着手しており、令和7年度中の標準準拠システム利用開始を目指して作業を進めています。

※オープン系システム（パッケージソフト）で運用中の現行システムを標準化対応版に更新

ウ 「選挙人名簿管理」の1分野

令和9年度中の標準準拠システム利用開始を目指し、令和7年度に受託事業者を選定のうえ、移行作業に着手する予定です。

エ その他14分野^(※)

分野ごとに、それぞれの進捗に応じて、調達仕様書作成等の移行準備作業を進めるとともに、事業者の状況を見極めながら、移行スケジュールを検討しています。

(※) 14分野 … 固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、介護保険、障害者福祉、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援

<現段階における標準化移行スケジュール>

標準化対象20分野	現時点									
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
住民基本台帳、印鑑登録		移行作業		標準準拠システム利用						
就学			移行作業	標準準拠システム利用						
戸籍、戸籍の附票				移行作業	標準準拠システム利用					
選挙人名簿管理					移行作業	標準準拠システム利用				
その他14分野				移行スケジュール検討中						

※標準化移行と連動して、関連する標準化対象外の情報システムを再構築